

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年3月26日
【会社名】	ワタベウェディング株式会社
【英訳名】	WATABE WEDDING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 花房 伸晃
【本店の所在の場所】	京都市上京区烏丸通出水上桜鶴円町361番地
【電話番号】	075(778)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ管理本部長 鈴木 眞治
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区御池通烏丸東入笹屋町435番地
【電話番号】	075(778)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ管理本部長 鈴木 眞治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、当社の普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を目的とする、2021年5月28日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集することを決議したことについて、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の4の規定に基づき、2021年3月19日付で臨時報告書を提出しましたが、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

- (3) 会社法第234条の規定により1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法、当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠
ウ．本件完全子会社化取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置
当社の経営者から一定程度独立した者からの意見の取得

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

- (3) 会社法第234条の規定により1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法、当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠
ウ．本件完全子会社化取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置
(訂正前)

当社の経営者から一定程度独立した者からの意見の取得

当社は、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、当社の経営者から一定程度独立した者として、社外有識者である牧直樹氏（社外有識者 樹陽法律事務所 弁護士。2021年3月25日開催の当社定時株主総会における新任社外監査役候補。なお、同氏が当社社外監査役に選任された場合、同氏を当社の独立役員として東京証券取引所に届け出る予定です。）並びに当社の取締役である高橋理人氏及び森川さゆり氏（いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）で構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を選定し、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引に関する意見を諮問し、2021年3月19日付で、以下のとおりの意見をいただきました。

（省略）

(訂正後)

当社の経営者から一定程度独立した者からの意見の取得

当社は、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、当社の経営者から一定程度独立した者として、社外有識者である牧直樹氏（社外有識者 樹陽法律事務所 弁護士。なお、同氏は、2021年3月25日開催の当社定時株主総会において社外監査役に選任され、同日就任しました。なお、当社は同氏を当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ています。）並びに当社の取締役である高橋理人氏及び森川さゆり氏（いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）で構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を選定し、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引に関する意見を諮問し、2021年3月19日付で、以下のとおりの意見をいただきました。

（省略）

以 上